

## 法務委員会 質問要旨

令和3年3月17日

立憲民主党

階 猛

### 1. 菅原氏の検察審査会議決について

① 過去に申立てを却下して職権で審査の上、「起訴相当」の議決を行った例はあるか

(最高裁判所)

② 申立て却下の理由として、告発状が不受理となった告発人は検察審査会法2条2項にいう「告発をした者」にあたらぬ旨、検察が解釈していることを挙げている。そのような解釈は規定の趣旨、文言と整合しないのではないか(法務大臣)

③ 検察審査会が告発人の審査申立てを受理したにもかかわらず、検察が当該事件の不起訴記録の提出を拒んだことも申立て却下につながっている。一般論として、検察審査会の資料要求の拒否は検察審査会法35条に反するのではないか(法務大臣)

④ そもそも本件では、不受理の連絡(返戻理由書)が告発人に届くまで半年以上も時間がかかっている。刑事事件の実務として、不受理の理由が軽微で形式的なものである場合は不受理の連絡を早期に行うといった内部規範はないのか(法務省刑事局長)

⑤ しかも不受理の連絡からほどなく、検察は菅原氏を起訴猶予にしている。上記の解釈が維持され、かつ、このような扱いが一般的に行われるのなら、民主的に検察を監視するという検察審査会の機能が骨抜きになるのではないか(法務大臣)

- ⑥ ③～⑤の検察の対応につき検察審査会も疑問を抱いている。これらを是正する具体的な方策を考えているか（法務大臣）

## 2. 河井氏の被買収者の処分について

- ① 被買収者にかかる告発状が受理されたと告発人が公表しているが真実か

（法務省刑事局長）

- ② 告発状は昨年8月に提出され、告発人が再三にわたり受理を要請したにもかかわらず回答がなく、案里氏の有罪判決と克行氏の公判での証人尋問終了後に、昨年中に受理し、捜査中である旨回答があった。受理した旨を最近まで告発人に伝えなかった理由は何か

（法務省刑事局長）

- ③ 選挙買収事件で買収者側だけを起訴し、被買収者側の刑事処分を行わなかった事例は過去にあるか（法務省刑事局長）

- ④ 一般論として、買収者側の有罪判決が確定し、被買収の事実が告発され、検察が受理しているにもかかわらず、被買収者側の刑事処分が未了という事態は起こりうるのか

（法務省刑事局長）

- ⑤ 選挙買収で今後公民権停止となる可能性がある人物の刑事処分を先送りにすることで、その人物が従前の地位を保持したまま「やり直し選挙」を含め選挙運動に関わることを容認することになる。選挙犯罪人の公民権を停止し、選挙運動も禁止する公職選挙法の趣旨との関係で問題ないのか（総務省政府参考人、法務大臣）

- ⑥ 黒川氏、菅原氏と立て続けに検察の起訴猶予処分が検察審査会で否定され、河井氏にかかる被買収者の件も含め、処分の時期や情報開示のあり方も不透明である。国民の検察への信頼回復のために具体的な方策を考えているか（法務大臣）

以 上

・ 配布資料は追って提出